

被扶養者認定申請時必要書類

特種東海健康保険組合

被扶養者の認定は、「被扶養者異動届」に次の書類を添付し(省略できる書類あり、下記参照)
認定事由発生日(被保険者と同時加入、認定申請者の退職・出生・結婚等)から5日以内にご提出ください。
※退職による申請で『雇用保険受給資格』がある場合は退職日より30日以内にご提出ください。

(30日を過ぎますと全ての書類が整い健保で受領した日が認定日となります。)

1. 「被扶養者現況届」

2. 続柄および同居を証明する書類

3. 収入を証明する書類

4. その他の書類(別居の方を扶養する場合・他に扶養者がいる場合等)

◆5日以上経過後に当組合で受付した場合は全ての書類の受理日が認定日となります。(出生・退職時を除く)
◆「被扶養者異動届」には必ずマイナンバーを記入してください。
(マイナンバーの届出がないと、健康保険組合と行政機関や医療機関との情報連携が行われず、医療機関において資格確認ができない場合があります。)

1. 「被扶養者現況届」の省略

・高校生(18歳)以下の子供は添付省略

2. 続柄および同居を証明する書類

・住民票原本を添付(続柄等省略のないもの・世帯全員が記載されているもの)
(注意)マイナンバーの記載がある場合は、塗りつぶしたものを提出してください。
・別居家族の認定申請(住民票に載らない)は被保険者との続柄がわかる戸籍謄本等を添付。
・被保険者との結婚により被扶養者となる場合は、婚姻日が確認できる書類(戸籍謄本等)または扶養開始日がわかる書類を添付

3. 収入を証明する書類(高校卒業もしくは18歳以上全員)

■現在、収入がない方

収入の状況		添付書類
前年から引続き収入のない場合		「所得証明書」または「非課税証明書」(市町村区役所で発行)※コピー可
収入がなくなくなった	(1)退職して収入がない方	「脱退連絡票」・「失業給付に関する誓約書」及び下記該当書類
	受給 ①受給予定の方	「雇用保険受給資格者証」両面コピーまたは「離職票1.2」コピー
	給 ②受給終了の方	受給終了日の記載がある「雇用保険受給資格者証」表裏両面コピー
	状 ③受給しない方	「離職票1.2」コピーまたは雇用保険資格喪失確認通知書」コピー 受給しない理由を「現況届」と「失業給付に関する誓約書」に詳細を記入
	況 ④受給延長手続きの方	「雇用保険受給期間延長通知書」のコピー
	(2)自営業を廃業した方	「廃業届」コピー及びその他の収入を証明する書類(コピー可)
	(3)その他	収入がなくなったことを証明する書類

■現在、収入がある方

収入の状況		添付書類
全員		前年度の「所得証明書」(市町村区役所で発行)※コピー可
収入がある方	(1)給与収入がある方 (パート・アルバイト等)	直近3か月分の「給与明細書」コピー ※2か所以上でパート等をしている場合は勤務先全ての「給与明細書」コピー ※雇用契約変更等による収入減で認定申請する場合は契約更新前・後の雇用契約書のコピー
	(2)年金収入がある方 (障害年金・遺族年金を含む)	「年金振込通知書」または「年金支払通知書」等コピー(はがきは両面) ※受給しているすべての年金(基礎・厚生・遺族・障害・個人年金等)
	(3)農業・自営業・不動産等の 収入がある方	直近の「確定申告書」コピー 経費の内訳がわかる「収支内訳書」等確定申告で提出した書類のコピー
	(4)雑収入がある方 (印税・講演料等)	※被扶養者認定において認められる経費は税務上の経費と異なるため所得が130万円以内 であっても、被扶養者として認められない場合があります。(収入の基準参照)

※年金受給と給与等収入がある場合は、全ての収入について現況届にご記入の上収入を証明する書類を添付してください。

※認定後、雇用保険の受給を開始した場合は、速やかに異動届(削除)に「雇用保険受給資格者証」(受給開始日の記入があるもの)及び保険証を添付し届出してください。

4.その他の書類(別居の方を扶養する場合・ほかに扶養者がいる場合)

(1)子供の出生の認定で、 配偶者が被扶養者でない場合	被保険者・配偶者双方の直近の源泉徴収票(コピー可) ※共働きの場合は基本的に収入の多い方の扶養となります。 ※配偶者が育休取得の場合、追加書類が必要なことがあります。
(2)学生を扶養する場合	高校生以上:「学生証のコピー」または「在学証明書」(申請時に在学していることがわかる書類)
(3)別居の方を扶養する場合	被扶養者として認定申請する方の収入確認書類及び送金証明書3か月分 留学で海外居住の方については査証(ビザ)学生証コピー等 ※手渡しなどで送金を確認できない場合の認定は不可 (被保険者単身赴任・子供が学生で別居の場合は送金証明は不要) ※二世帯住宅や同一敷地内の別棟で家計が別である場合や住民票の世帯分離をしている 場合は別居扱いとなります。
(4)父母を扶養する場合	同一世帯に、被保険者より優先して扶養すべき人がいるときは、優先して 扶養すべき人の収入証明書類 (所得証明書等) (例)母を被扶養者申請する時に同居の父や兄弟がいる場合、収入確認書類を添付

■提出書類は「コピー可」の記載のもの以外は原本となります。

■適切な被扶養者認定のために必要がある場合はさらに書類の提出を求める場合があります。

■健康保険組合は毎年、被扶養者の資格が適正であるか調査を行います。(検認)

期日までに「被扶養者調査票」及び必要書類を提出しない場合は被扶養者として認定し続けることは出来ません。